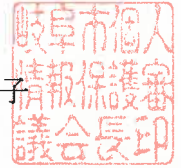


答 申 第 3 0 8 号
令 和 3 年 3 月 5 日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子



個人情報ファイルの保有について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第12条第4項の規定に基づき、令和3年2月25日付け岐阜市民市第341号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

令和3年5月から本市の新庁舎において、住所の異動、出生、婚姻、死亡等のライフイベントに関連する手続を一か所で受け付けることができる総合窓口を開設する。

総合窓口では、市民生活部市民課（以下「市民課」という。）の職員及び委託事業者の従業員が、市役所を訪れた市民に対して、当該市民からヒアリングした情報、各業務システム（住民記録、国民健康保険、介護保険、福祉に係る業務システムをいう。）の情報及び総合窓口支援システム（案内書及び各種申請書を出力する機能を持つシステムをいう。）を用いて、各ライフイベントに応じた必要な手続を適切に判断し、案内を行う。

市民課は、総合窓口における受付の進捗状況を管理するとともに、受付完了後の問合せに対応するため、総合窓口で受付をした市民に係る次の情報を個人情報ファイルとして保有するものである。

- ア 氏名
- イ 住所、郵便番号
- ウ 世帯主の氏名
- エ 宛名番号、世帯番号
- オ 行政区、班、小学校区、中学校区、投票区
- カ 受付日、受付番号
- キ 手続の名称、本人確認資料の種類等の総合窓口における受付内容

2 個人情報ファイルの名称及び保有する個人情報

総合窓口受付・案内記録

3 意見

総合窓口開始から相当程度の期間経過後に保有する受付情報の内容を見直すことを条件として、適当なものとする。